

〔特例承継計画の記載例（サービス業）〕

様式第 21

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 17 条第 2 項の規定による

国の様式を活用する場合は、「都道府県知事」を「神奈川県知事」に直してください。

確認申請書
(特例承継計画)

申請（郵送）しようとする年月日を記載してください。なお、特例承継計画は令和 8 年 3 月 31 日（当日消印有効）まで提出可能。

令和〇年〇月〇日

神奈川県知事 殿

郵便番号 243-0435

会社所在地 神奈川県海老名市下今泉 705-1

会社名 株式会社かながわ中小企業

電話番号 046-235-xxxx

代表者の氏名 代表取締役 神奈川 後継

会社所在地、会社名、代表者の氏名は、会社の登記簿謄本と同様の記載としてください。代表者の氏名は記名で差し支えありません（押印不要）。

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 17 条第 1 項第 1 号の確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 会社について

主たる事業内容	生活関連サービス業（クリーニング業）
資本金額又は出資の総額	5,000,000 円
常時使用する従業員の数	8 人

主たる事業内容、資本金額等は登記簿謄本の内容と整合させてください。
従業員数は、社会保険加入者等から役員及び短時間労働者を除いた人数になります（詳細は、納税猶予の認定に係る「申請マニュアル」の添付書類、県の「提出書類と記載例」等を参照）。

2 特例代表者について

特例代表者の氏名	神奈川 先代
代表権の有無	☐ 有 ☒ 無（退任日 令和〇年 7 月 1 日）

先代経営者の氏名、代表の退任年月日（申請時点で先代経営者が代表を退任している場合のみ）は、登記簿謄本（閉鎖謄本含む）の内容と整合させてください。

3 特例後継者について

特例後継者の氏名（1）	神奈川 後継
特例後継者の氏名（2）	
特例後継者の氏名（3）	

後継者が役員（代表取締役・取締役・監査役）の場合は、登記簿謄本と同様の記載としてください。

4 特例代表者が有する株式等を特例後継者が取得するまでの期間における経営の計画について

株式を承継する時期（予定）	令和〇年 7 月 1 日 相続発生
当該時期までの経営上の課題	
当該課題への対応	

5 特例後継者が株式等を承継した後 5 年間の経営計画

実施時期	具体的な実施内容
1 年目	郊外店において、コート・ふとん類に対するサービスを強化し、その内容を記載した看板の設置等、広告活動を行う。
2 年目	新サービスである、クリーニング後最大半年間（又は一年間）の預かりサービス開始に向けた倉庫等の手配をする。
3 年目	クリーニング後最大半年間（又は一年間）の預かりサービス開始。 （預かり期間は、競合他店舗の状況を見て判断。） 駅前店の改装工事後に向けた新サービスを検討。
4 年目	駅前店の改装工事。 リニューアルオープン時に向けた新サービスの開始。
5 年目	新事業展開（コインランドリー事業）又は新店舗展開による売り上げ向上を目指す。

(備考)

① 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

③ 申請書の写し（別紙を含む）及び施行規則第 17 条第 2 項各号に掲げる書類を添

承継時期が未定の場合も「年月」の記載は必要です。特例制度の時限（令和 9 年 12 月末）迄であれば幅広い期間で設定できます（ただし、開始時期には、後継者の年齢・役員 3 年以上就任の贈与要件を満たしていることが必要）。なお、記載例は、相続発生後に申請した場合の例です。

「当該時期までの経営上の課題」「当該課題への対応」の欄は、①株式等を特例後継者が取得後に本申請を行う場合、②既に先代経営者が役員も退任している場合には、記載を省略できます。ただし、「株式等を承継する時期（予定）」の欄の記載は必要です。

株式等の承継後に、特例後継者が取り組む 5 年間の経営計画を記載します。
なお、あまりにも簡潔すぎる内容、2 年目以降が「同上」や全く同じ内容の記載等の場合には、見直し（修正）をお願いすることがあります。
記載例や次の項目を参考に作成してください。

・商品・サービス戦略（新商品・新サービスの開発、4 P 戦略、ブランディング、顧客満足度等）

・販売戦略（営業力強化、エリア拡大、新規顧客開拓、広告宣伝、e コマース導入等）

・在庫管理、原価管理、外注・仕入の適正化等

・品質・生産性の向上（5 S、品質管理、コスト削減、納期短縮、業務効率化等）

・労務管理・人事・組織（要員計画、研修・人材育成、人事評価、組織再編等）

・設備投資計画（新規設備導入、工場や店舗の新設・移転・改修等）

・DX 化、IT 化等

・ISO、SDGs、BCP 等の認証取得

・新分野進出、海外展開など

2

(別紙)

認定経営革新等支援機関による所見等

1 認定経営革新等支援機関の名称等

認定経営革新等支援機関 I D 番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	認定経営革新等支援機関として登録している内容を記載してください。 なお、県の確認時に、国HPの検索システム等で確認しますので、住所移転等があった場合の変更手続や更新手続は忘れずに 行っておいてください。
認定経営革新等支援機関の名称	〇〇〇〇税理士事務所	
(機関が法人の場合) 代表者の氏名	〇〇 〇〇	
住所又は所在地	〇〇県〇〇市…	

2 指導・助言を行った年月日

令和〇年〇月〇日

指導・助言を複数回(日)にわたり実施した場合は、最終日のみ記載してください。

3 認定経営革新等支援機関による指導・助言の内容

売上の7割を占める駅前店の改装工事に向け、郊外店の売上増加施策が必要。競合他店が行っている預かりサービスを行うことにより、負の差別化の解消を図るように指導。

駅前店においても、改装工事後に新サービスが導入できないか引き続き検討。
サービス内容によっては、改装工事自体の内容にも影響を与えるため、2年以内に結論を出すように助言。

また、改装工事に向けた資金計画について、今からメインバンクである〇〇銀行にも相談するようにしている。

なお、土地が高いために株価が高く、特例後継者以外の推定相続人に対する遺留分侵害の恐れもあるため、「遺留分に関する民法の特例」を紹介。

指導・助言の内容は、経営計画の取組内容に対する評価や実現可能性、実現可能性を高めるための指導・助言等を記載してください。また、事業承継に関する指導・助言等も合わせて記載していただいて構いません。当該贈与において遺留分侵害の恐れがある場合には、記載例のように「遺留分に関する民法の特例」を紹介していただくと良いかもしれません。
なお、あまりにも簡潔すぎる内容等の場合には、見直し(修正)をお願いする場合があります。

【参考】特例承継計画の申請書類

□申請書（特例承継計画）様式第 21 … 2 部（捨印による修正対応希望の場合は 2 部とも捨印）

< 添付書類（各 1 部） >

□履歴事項全部証明書の原本（申請日の前 3 月以内に取得したもの）

⇒（既に代表を退任した先代経営者の当該退任日等の記載がない場合）閉鎖事項証明書の原本も追加で添付

□あて先が記入されている返信用封筒（レターパック又は郵送料＋特定記録料の切手を貼付した封筒）

□連絡先・担当者の名刺など（電話番号、メールアドレス、担当者が分かるもの）

※提出書類の詳細については、「特例承継計画に係る提出書類（神奈川県版）」をダウンロードし参照してください。

〔申請窓口（申請書提出先）〕

登記上の本社所在地が神奈川県の中小企業の方は、次の窓口宛にご郵送ください。なお、郵送のみの受付となります（消印有効）。

名 称	所 在 地	電 話
かながわ中小企業成長支援ステーション	〒231-8588 横浜市中区日本大通 1 神奈川県中小企業支援課内	0 4 5 - 2 8 5 - 0 7 4 8

※ 申請窓口へ来訪し相談される場合は、事前の電話予約が必要です。